

Monthly Note

vol.97

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

■ 連載⑤「協同組合の10年に向けた
ブループリントが提起すること」— 1~2

今回のテーマは「ICAブループリントの内容：法的枠組みと資本」についてです。

(公)日本労働文化財団 連帯社会研究交流センター

副センター長 栗本 昭

■ 相互扶助事業(認可特定保険業)
商品の紹介 ————— 4

団体向け相互扶助事業、3商品を紹介しています。

■ (公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力— 2~4

タイとバングラデシュに講師派遣をし、インフォーマル労働者支援事業に向けてのセミナーが開催され、当協会からセミナーに講師を派遣しました。今号では、その詳細についてご紹介します。

■ 全労済協会からのお知らせ ————— 4

● 当面のスケジュール

連載

No.5

【寄稿】：「協同組合の10年に向けた
ブループリントが提起すること」

(公)日本労働文化財団 連帯社会研究交流センター 副センター長 栗本 昭

4. ICA ブループリントの内容
法的枠組みと資本

法的枠組み

法的枠組みの整備は国際協同組合年の目標の一つであったが、ブループリントは改めてこのテーマを取り上げている。「協同組合が企業の周辺的な形態であるという見解を持つ人は多く、協同組合の運営の仕組みやそのメリットが理解されていないことが多い。こうした要因が、大多数の利益追求型、株主所有型の企業を対象に、金融、法律、規制のインフラが設計され、形成される一因となっており、重要な点で協同組合には不適切なものとなっている。」「協同組合としては、協同組合の特性を反映しない、投資家が所有する企業の経営やガバナンスの模倣に陥らないことが大切である。…そうした模倣に抗して適切な認知と取扱いを受けるために闘うのでなければ、協同組合は同質化によって、その特性と事業的優位性を失う危険を冒すことになる。」

ブループリントが引用している国際協同組合年におけるベネチア研究会議の最終宣言は「協同組合の形態に即し、その発展を促進する規制の枠組みと支援政策」を求めている。すなわち、市場経済における組織形態の多様性を擁護し、投資家主導企業を基準として作られた組織法、競争法、税法、会計基準に対して、協同組合の特性を踏まえた法的枠組みが必要であると主張している(生協総研レポート72号に収録)。

法的枠組みの分野における具体的な成果がある。ブループリントは自主的な協同組合を設立する権利を認めたインドにおける憲法改正、中南米や欧州における協同組合法の枠組みのための指針作りを具体例として提示している。また、イギリスのキャメロン首相は協同組合陣営の要請にこたえて協同組合法を統合することを約束したが、これは2014年8月に実現した。また、韓国では既存の業種別の協同組合法の枠を超えて小規模協同組合や社会的協同組合の設立を可能にする協同組合基本法が2011年末に成立し、翌年施行されたが、1年で3,000もの新たな協同組合が設立されている。

日本の共済生協においても生協法の改正を目指した取り組みが続けられているが、具体的な成果を出すことが求められている。また、国際協同組合年に際して日本の協同組合陣営は『協同組合憲章(草案)』をまとめたが、法制度の改革についての議論は始まったばかりである。他の組織法の整備(会社法、一般社団法など)や海外の協同組合法の改革を参照しながら、協同組合の法的枠組みを現代化するために、本格的な研究と政策づくりが求められている。

資本

協同組合はその特性から長期的な資本調達に長い間悩まされてきた。すなわち、協同組合は利用者主導の組織であり、一人一票の議決権（第2原則）と出資配当の制限（第3原則）を特徴としてきたが、これは投資家主導の組織である株式会社の一株一票と配当無制限という特徴と比べると投資のインセンティブが働かない組織形態であると見ることができる。所有権理論では協同組合の所有権は不完備所有権とされ、その制約を回避するために1970年代以降欧米の生協、農協、金融協同組合の株式会社化がすすめられ、株式会社に近い組織形態である新世代農協が創出された。協同組合の資本の特質についてはカナダのセント・メアリー大学のトム・ウェッブ他による「協同組合の資本」が詳しく分析している（生協総研レポート72号に収録）。

しかし、ブループリントは近年人々の投資に対する態度には変化が見られると指摘している。すなわち、大富豪が富の半分をチャリティに寄付するようになった。また、世界中で起きている大震災・津波等の自然災害に対して世界中から募金やボランティアによる被災者支援の波が起きた。さらに、「ウォール街を占拠せよ」というキャンペーンが広がる中で、「商業銀行から協同組合金融機関に預金を預け替えよう」という運動が始まり、実際にアメリカでは

クレジットユニオンの新規口座が500万件増加し、現在総人口の30%が加入している。

ブループリントは「人々が認識、理解、信用できる協同組合の未来についての説得力ある姿を提示し、その未来を実現するために自分の資金を活用できる適切な仕組みを提供すること」を目標に掲げている。すなわち、リターンを提供しながらも、協同組合のアイデンティティを損なわず、人々が自分の資金を必要とする時に利用できる金融商品を提案すること、また、資金調達の広い選択肢を模索しながらも、組合員による管理を損なわないようにすることを意味している。行動計画は、組合員からの出資の促進や出資者への明確な提案、アイデア・経験の共有や金融商品の開発、評価手法や会計基準の開発、世界の開発のための協同組合基金などを提起している。

日本の協同組合においては、協同金融組織における低い預貸率に見られるような資本余剰がある一方で、再生可能エネルギーの開発、多重債務者・生活困窮者支援などの分野では資本不足が顕在化しており、大きなミスマッチがある。これには制度上の問題もあるが、共済生協の資産運用についても社会的責任投資（SRI）も含めて研究を進める必要がある（『21世紀の生協の共済に求められるもの』江澤論文、コープ出版）。

（公財）国際労働財団 草の根支援事業に協力

タイとバングラデシュに講師を派遣しセミナーで相互扶助事業を紹介しました

公益財団法人・国際労働財団（以下、「JILAF」）の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業（Supporting Grass-Roots Activities through the International Employers' and Workers' Network 以下、「SGRA」）の一環として、タイおよびバングラデシュにおいて、インフォーマル・セクター労働者支援事業に向けての各種セミナーが開催されました。

当協会からは、それぞれのセミナーへ講師を派遣し、日本における相互扶助事業（労働者共済事業）を紹介するとともに、現地の政労使との意見交換を実施しました。

全労済協会の協力の目的

当協会では、一般財団法人として内閣府の認可の下で策定した公益目的支出計画ののっとり事業を実施しており、この公益目的支出計画では「諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の推進のための事業」について定めています。

これにもとづいて、新興国における労働者の自主福祉事業、とりわけインフォーマル・セクターの労働者の福祉を支援する活動の一環として、日本における労働者の相互扶助事業の紹介を行うとともに、現地における労働者福祉の実態・労使関係の状況調査等を実施するため、以下の日程でJILAFスタッフとともに両国を訪問しました。



■タイ（コンケン）における SGRA 連携支援
日 程：2014年11月26日(水)～29日(土)
派遣者：調査研究部長・金丸、調査研究課長・塚本



■バングラデシュ（ダッカ）における SGRA 連携支援
日 程：2014年12月12日(金)～16日(火)
派遣者：経営管理部次長・小笠原、調査研究課長・塚本

1. タイ(コンケン)における SGRA 連携支援



冒頭、主催の JILAF より、これまでのコンケンにおける SGRA 活動の進捗状況の情報共有を行うと共に、セミナーにおける相互扶助制度構築に向

けた経験共有の目的について説明がありました。

当協会からは「相互扶助制度の構築に向けて」として、全労済設立の背景や事業状況、共済制度の概要と運営体制等についてプレゼンテーションを行いました。とくに協同組合の設立/運営に向けては「グローバル化と新自由主義経済の加速により、日本においても基本理念である労働者の助け合い、相互扶助精神が希薄になりつつあることは事実であり、反省しなければなりません。協同組合の設立主旨を忘れることなく、一つひとつを積み重ねていくことが重要であり、全労済協会としても熱意ある皆さんを可能な限りバックアップしていきたい」とアピールしました。なお、プレゼンテーション終了後に聴講者との活発な質疑応答を行いました。

2. バングラデシュ(ダッカ)における SGRA 連携支援

開会式では、主催の JILAF ならびに、ファルーク BEF (バングラデシュ使用者連盟) 事務局長、また、現地共催組織から、アブ・ザファール ITUC-BC 議長、レポン ITUC-BC 事務局長から挨拶



がありました。この中でファルーク BEF 事務局長は、本セミナーが政労使三者の協力で開催されたことへの賛辞を述べるとともに、国内労働者の8割以上がインフォーマル経済下にあるバングラデシュにおいては、フォーマル経済化への取り込みが不可欠であり、使用者連盟として、そのために協力を惜しまない旨コメントがありました。また、アブ・ザファール議長は、これまでの JILAF の協力に対する謝辞とともに、「私たちは異なる政治思想を持つ6組織から成り立っているが、国全体の課題となっ



ている労働者保護のために ITUC-BC は一丸となって取り組んでいる」と挨拶がありました。

なお、当協会

からは2013年4月に発生したラナ・プラザ崩壊事故での犠牲者に哀悼の意を表しつつ、日本社会の課題として「非正規労働者」の問題と勤労者の団結の意識の希薄化について触れた後、当協会のプレゼンテーションがバングラデシュのインフォーマルワーカーの労働条件・生活条件の改善、ひいてはバングラデシュ経済の発展に繋がることを期待したいとして挨拶しました。

■セッション1：経済社会の発展と労働組合の役割

JILAF より團野専務理事が登壇し、「経済社会の発展と労働組合の役割」と題する講演を行いました。



とくに「資本が国境を越える現在、国際分業が進み、世界の経済成長エンジンが西洋からアジアに移る中、アジアにおいてますます良質な労働力へのニーズが高まっている。ITUC-BC は、バングラデシュに進出する企業との建設的な労使関係を確立すべく運動を展開してほしい」と強く参加者へ訴えかけていたのが印象的でした。

■セッション2：相互扶助制度の検討に向けて

当協会から、日本における労働者福祉事業の成功事例として全労済の経験等を紹介しました。とりわけ共助の精神、加入組合員のオーナーシップ、公的社会保障の補完機能などについて説明しました。質疑応答では、共済と保険の差異、共済組合員のメリット、年金給付などに関する質疑応答を行いました。

3. 今後の SGRA 連携支援に向けて

タイならびにバングラデシュにおける地方部と都市部との経済格差は非常に激しく、地方部における相互扶助制度の普及に寄せられる期待は大きいものがあります。

タイのコンケンでは、すでに活動を行っているクレジットユニオンを母体とする相互扶助組織の設立とその推進を予定しているため、高い成功の可能性が期待されます。さらに、現在申請中の社会保険制度の一部をクレジットユニオンが受託することが可能となれば、さらに可能性は高まるものと思われま

す。一方、バングラデシュでは、政府からの十分な金銭的な支援が見込まれない中、組織労働者が未組織のインフォーマル・セクターの人々を支援しなければならない構図は、同国における取り組みの難しさを高めているように思われます。今後、JILAF が進めているインフォーマル・セクターの人々の職業訓練を軸とする支援策が軌道に乗れば、勤労を軸とする持続可能な支援策として成功する可能性があります。

当協会では、今後も海外における勤労者福祉の向上のため、相互扶助事業(共済事業)の設立に向けての現地支援と情報交換を通じた交流を深め、新興国における勤労者の環境の向上に貢献していきます。

＜参考＞ **Bangladesh のインフォーマル・セクター
労働者とラナ・プラザの崩落事故**

今回の Bangladesh で開催されたセミナーは、「ラナ・プラザ」の崩落事故現場から近いところで開催されました。2013年4月24日(水)に発生したこの崩落事故では、死者1,127名、負傷者2,500名を超える犠牲者を出し、Bangladesh 史上最悪の労働災害ともいわれています。8階建ての商業ビル「ラナ・プラザ」には縫製工場、銀行および商店などが入居していたとされ、犠牲者の多くはインフォーマル・セクターの



労働者であったとされます。この崩落事故をきっかけに、Bangladesh 政府は同国主要産業である縫製業の労働者の安全衛生向上に向けて労働組合の規制緩和に向けた取り組みを開始したとされています。

当協会の活動が直接的にインフォーマル・セクター労働者の環境改善につながるわけではありませんが、引き続き日本における労働者の相互扶助事業の紹介を通じて、相互扶助事業（共済事業）の設立に向けての現地支援と情報交換を通じた交流を深め、新興国における労働者の環境の改善に貢献していきます。



相互扶助事業（認可特定保険業）商品の紹介

団体向け保険商品、3商品のご紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品（以下3商品）を取り扱っています。

各団体の保険加入状況等を再度確認いただき、当協会制度での保険料試算（見積もり）等、お気軽にお問い合わせください。

【法人自動車共済保険】



団体が所有する自動車が一事故を起こし、賠償責任を負うことになった場合の保障制度です。

【法人火災共済保険】



団体が所有する建物・動産が火災等の被害を受けた場合にその損害をカバーする保障制度です。

【自治体提携慶弔共済保険】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

全労済協会からのお知らせ

全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
2月13日(金)	全労済協会 中間監査	
2月24日(火)	第146回理事会	「2015年度事業計画(素案)」
2月28日(土)	兵庫講演会	新神戸オリエンタル劇場

Monthly Note (全労済協会だより) vol.97 2015年2月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木剛 編集責任者: 安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>